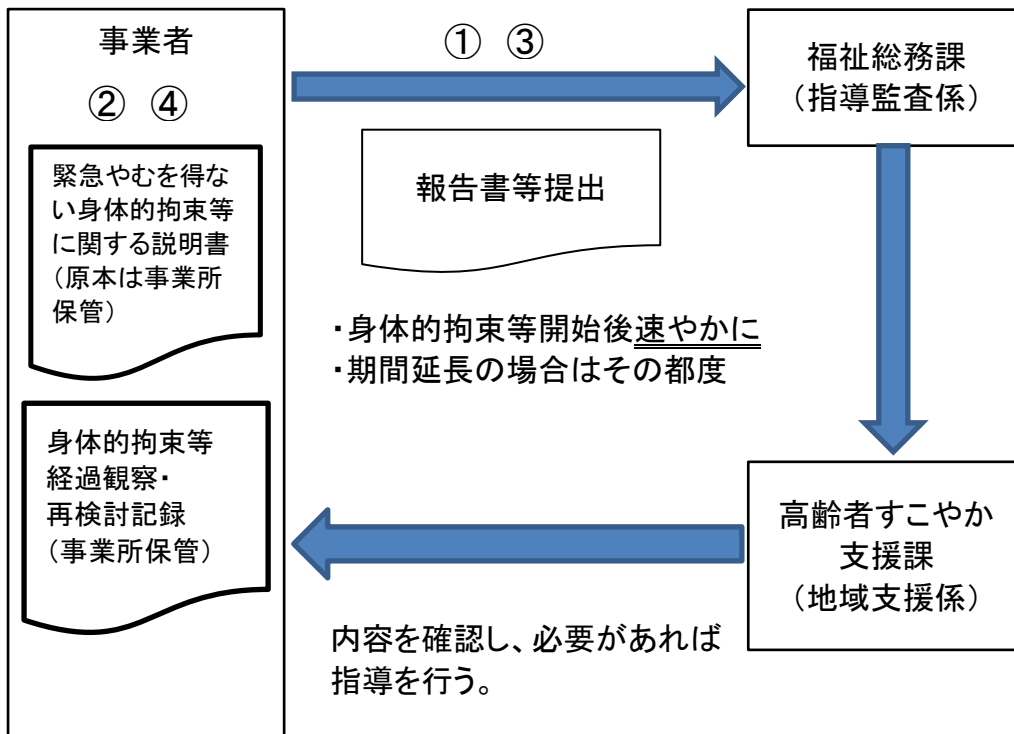


【身体的拘束等の届出について】



やむを得ず身体的拘束を行う場合

切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているか確認。

《切迫性》

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

《非代替性》

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護・看護方法がないこと。

《一時性》

本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定すること。

- ① 「身体的拘束等報告書(別紙)」、「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書(参考様式1)」の写し(原本は事業所保管)を福祉総務課に提出。
- ② 「身体的拘束等経過観察・再検討記録(参考様式2)」を記載し、事業所保管。
- ③ やむを得ず期間を延長する場合は、再度次の書類を福祉総務課に提出。
 - (1) 身体的拘束等報告書(別紙)
 - (2) 緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書(参考様式1)の写し

※前回までの分と今回の分

 - (3) 経過観察・再検討記録(参考様式2)の写し ※前回までの分
- ④ 「身体的拘束等経過観察・再検討記録(参考様式2)」を記載し、事業所保管。